

検討課題と論点に関する議論 について

「検討課題」について

□ 特別支援障害者の範囲等の再検討

平成19年の検討結果を踏まえて「職業訓練上特別な支援を要する障害者」（以下「特別支援障害者」という。）の範囲が決定され、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）において重点的に対応してきている。しかしながら、前回の検討から5年を経過し、その間、求職障害者の大幅な増加、障害程度の重度化・多様化、職業訓練の指導技法や訓練環境等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援の内容、その必要性の高い障害者の範囲も変化し、前回の検討内容と職業訓練現場の実態との間に乖離も見受けられる状況にあることから、特別支援障害者の範囲と訓練の在り方に関して再検討を行う必要がある。

□ 職業訓練上の特別な支援と職業訓練上の合理的配慮の提供との関係整理

障害者の権利に関する条約が、国連総会で採択され平成20年5月に発効している。日本も平成19年9月に同条約に署名し、現在、批准に向けての検討が進められている。この条約の中で、障害者が職業訓練を効果的に利用することを可能とすることや、障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められている。

これまで障害者の公共職業訓練において、障害のある訓練生への職業訓練上の配慮が行われてきているが、今後、障害者校における職業訓練上必要となる合理的配慮の提供を推進するために、新たな「合理的配慮の提供」という概念の下に、その実態を把握し、職業訓練上の特別支援との関係を整理する必要がある。

「議論の進め方」について

□ 職業訓練上の特別な支援と合理的配慮の提供との関係の整理

- ◆ 職業訓練上の合理的配慮に関する概念整理
- ◆ 障害校における職業訓練上の合理的配慮の提供と特別な支援との関係の整理

□ 障害校における特別な支援の要件に関する検討

- ◆ 職業訓練上の特別支援障害者の要件
- ◆ 特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割

□ 調査方法の検討

- ◆ 合理的配慮の提供についての現状把握に関する調査
 - ・ 調査対象 障害者校全19校
 - ・ 調査内容
 - ① 「入校選考状況調査」(応募者の状況把握)
 - ② 「入校状況調査」(入校者の状況把握)
 - ③ 「訓練生に対する支援・配慮事項調査」(合理的配慮の内容把握)
- ◆ 特別支援障害者の範囲の評価に関する調査
 - ・ 調査対象 国立機構営校2校、国立県営校1校、県立県営校1校
 - ・ 調査内容
 - 「職業訓練上の特別支援に関する評価調査」(関与時間・支援難度)

□ 特別支援障害者の範囲についての個別(障害種別・程度別)の検討

□ 特別支援障害者の職業訓練上の課題と対応方針の検討

議論の方向性（論点）について

□ 職業訓練上の特別な支援と合理的配慮の提供との関係の整理

◆ 職業訓練上の合理的配慮に関する概念整理

○ 論点（合理的配慮の提供についての概念整理について）

これまでも障害者校において訓練生への配慮が行われてきているが、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、新たな合理的配慮という概念の下に、障害者校における訓練生への職業訓練上の合理的配慮に関する概念をどのように捉えたらよいか。

上記の整理に当たっては、学校における合理的配慮の観点（中央教育審議会初等中等教育分科会局特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告）が参考になるのではないか。（別紙2参照）

（検討案）

○ 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の定義について

障害者が、他の者と平等に職業訓練を効果的に利用することを可能とする権利を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、又は過度の負担を課さないもの。

○ 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供について

各障害者校における合理的配慮の提供については、各障害者校の設置者及び障害者校が、各障害者校が置かれている基盤的環境整備を基に、障害のある訓練生の個別の状況に応じて対応するもの。その際、均衡を失した又は過度の負担については、体制面、財政面をも勘案して、個別に判断されるもの。

なお、障害者校における職業訓練の実施に当たっては、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、訓練環境の整備を行う必要があり、これらの環境整備は、合理的配慮の提供のために必要となる基礎的環境整備と位置づけられるもの。

（別紙1参照）

○ 論点 (過度の負担について)

配慮に過度の負担が伴う時は配慮義務を負わないというのが合理的配慮の趣旨であるが、職業訓練における過度の負担をどう考えたらよいか。

合理的配慮は、障害のある訓練生の個別の状況に応じて提供されるものであり、多様かつ個別性の高いものであることから、各障害者校で合理的配慮の提供を決定する際には、関係者間での共通理解の下、可能な限り合意形成を図った上で提供されることが望ましいと考えるがどうか。

○ 論点 (生活支援について)

職業訓練を効果的に実施するために生活支援が必要になることはあるが、障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供に関して生活支援をどう考えたらよいか。

※ 第1回検討会の主な意見

(過度の負担について)

- ・ 配慮に過度な負担が伴う時は配慮義務を負わないというのが合理的配慮の趣旨であるが、職業訓練における過度の負担をどう捉えるか。
- ・ 公共職業訓練は、公的な財政支援に基づいて行われることから、職業訓練上の合理的配慮もその範囲内で行われることとなる。そのことを前提とした上で、各訓練現場でどのように配慮するかは、財政的、制度的な枠組みの中で、各障害者校の運営者の裁量権の範囲で個別にどこまで可能かということに依存しよう。
- ・ 財政支援の範囲内というものは、そのとおりでと思うが、それ以外に、例えば生活支援にどこまで踏み込むかという課題もあるのではないか。現場判断ということになると思うが財政支援以外に課題があることを念頭に置くべきである。

(生活支援について)

- ・ 職業訓練を効果的に行うために生活支援が必要になることはあるが、障害者校における合理的配慮に関して、その辺りをどのように整理したらよいか。
- ・ 大阪校でも医療アドバイザーを配置し、生活面の支援については医療アドバイザーや支援機関等と相談しながら、訓練上の支援という枠組みの中で対応している。
- ・ 生活支援そのものはできなくても、生活支援機関との連携に向けてどれくらい取り組んだかは問われるのではないか。
- ・ 疾病と障害ということ考えた場合、疾病からくる生活面の困難さと、そ

の結果としての訓練上の困難さがあるが、疾病については医療に願う。疾病と障害をしっかりと切り分けながら、医療との的確な役割分担の下に、訓練現場で支援を行うことが必要である。

- ・ 当検討会では、いわゆる職業訓練施設で行う職業訓練を対象とするのが適当である。訓練対象者をきちんと定めた上で議論する必要がある。生活面での支援については、他の支援機関との役割分担を明確にした上で、訓練校でどこまでを対象とするかを念頭に置き、議論すべきである。

(その他)

- ・ 当検討会では、職業能力開発促進法で定める職業訓練において障害者の訓練を行うとの観点から議論すべきである。
- ・ 訓練をすすめる中で障害について考える場合、訓練受講・就労の観点から捉えることが大事である。

◆ 障害者校における職業訓練上の特別な支援と合理的配慮の提供との関係の整理

○ 論点（合理的配慮の提供と特別な支援との概念整理について）

障害者校における職業訓練上の「合理的配慮の提供」と「特別な支援」については、どちらも訓練を実施する上での配慮という点で共通する概念と考えるが、二つの関係を、概念上どのように整理したらよいか。

(検討案)

- | |
|---|
| <p>○ 職業訓練上の合理的配慮の提供と特別な支援との概念整理について
職業訓練上の特別な支援は、概念上、合理的配慮の提供に包含されるものであり、その内容は、障害者校で行われている配慮（支援）の中で、配慮（支援）に係る関与時間がより必要なもの、かつ、支援難度がより高度なものとして位置づけられるもの。（別紙1参照）</p> |
|---|

※ 第1回検討会の主な意見

(障害者権利条約の合理的配慮と特別な支援の関係について)

- ・ 特別支援障害者に対する特別な支援が、障害者権利条約の合理的配慮の中に位置づけられることを示す必要がある。同条約ではあらゆる場面で差別を禁じているため、訓練現場においても適切な配慮を行うことが求められる。

□ 障害者校における特別な支援の要件に関する検討

◆ 職業訓練上の特別支援障害者の要件

○ 論点（特別支援障害者の範囲の基本的考え方について）

特別支援障害者の基本的考え方（3つの要件）は、ICF（国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－）の考え方を踏まえ、職業訓練指導員がきめ細かな配慮や創意工夫に基づいた訓練支援（健康状態、心身機能及び背景因子との関係を考慮した適切な訓練支援）を提供することで、職業訓練機会の拡充や訓練効果を高めることにより、仕事上の活動制限や参加制約が取り除くことが可能になると考えられる障害者を「訓練実施に当たり、より重点的に支援を実施していく必要性の高い障害者」と見なすとの視点にたって整理したものである。

3つの要件について、これまで5年間運用を図ってきているが、見直す必要性はないか。

※ 第1回検討会の主な意見

（特別支援障害者の要件とその範囲について）

- ・ 5年前に定められた特別支援障害者の範囲が、現在も妥当か否かを検討するため、前回の要件と支援レベルの評価方法を改めて検討する必要がある。
- ・ 前回の検討会で用いた特別支援障害者の範囲に関する3つの要件は、適切なものであるとの印象を受ける。

しかし、具体的に掲げられている特別支援障害者の範囲については、現行の対象者に入らない障害者であっても特別な支援を要する受講生がいる。また、逆に範囲に含まれている障害者であっても、それほど特別な支援を要しない障害者もいると思われる。見直しが必要であると考えます。

○ 論点（特別な支援と環境因子（基盤的環境整備）との関係について）

特別な支援と環境因子（基盤的環境整備）とについては、障害者校における基盤的環境整備がどれくらいできているかにより、支援の方法・内容も違ってくるといった関係がある。

各障害者校が置かれている状況がそれぞれ異なる中で、これまで5年間運用を図ってきているが、基盤的環境整備の具体的な内容として、どのようなものが対象と考えられるか。（例えば、法令上・予算上の訓練制度の設置・運営、訓練施設の整備・訓練指導員の配置等実施体制の整備、訓練機器の開発・整備、訓練指導技法等の開発・普及等が考えられるかどうか。）

※ 前回（平成19年）の主な意見

各障害者校で施設・人員などの職業訓練に必要な基盤が異なるが、車いす対応のトイレなどは最低限必要な設備である。早急に整備するべきだが、そうしたハード面の設備は基

本的な日常生活動作を確立させるためのものであり、今回、検討すべき「特別な支援」といわないのではないか。ハード面の基盤整備を行うことを前提とした上で、職業訓練指導員に求められるきめ細かい指導ノウハウ等支援について、検討をすすめるべきではないか。

◆ 特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割

○ 論点（特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割について）

特別支援障害者は、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、障害者校が積極的に受入れる職業訓練の対象者として位置づけることにより、その職業訓練を促進している。

他方、ノーマライゼーションの理念の下、一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）において障害者の受入れを促進するために、障害者向け訓練の実施（特別支援障害者の範囲に含まれる発達障害者等の訓練コースを設置）を推進している。加えて、障害者が住む身近な地域で障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施し、年々その受講者が増加し、精神障害者等特別支援障害者の受講も増加している。

このような実態を踏まえ、特別支援障害者への職業訓練に関し、障害者校の職業訓練と、一般校の障害者向け訓練及び障害者委託訓練との棲み分け、果たすべき役割をどのように考えたらよいか。

※ 「重点施策5カ年計画と進捗状況について」（平成19年12月25日障害者施策推進本部）

○ 障害者の職業能力開発の推進

ア 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害のある人の受入を推進する。

イ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する

※ 第1回検討会の主な意見

- ・ 障害者校の役割について、ノーマライゼーションの理念に関連していうと、教育の分野で現実に特別支援学校が存在する意義は、一般の学校では十分行えない支援を特別支援学校が行っていることにある。その特別支援学校と同様の役割を訓練の分野で障害者校が担っている。障害者校は一般校では対応が困難な障害者への職業訓練を行っている。

□ 調査方法の検討

◆ 合理的配慮の提供についての現状把握に関する調査

○ 論点（調査対象の範囲について）

前回の調査では、障害者校に入校している者を対象に調査を行っている。入校選考で不合格となった者の中には、職業訓練の実施に必要な支援を提供することが困難であった者も含まれていることが考えられる。

入校選考で不合格となった者も調査対象に含めて、職業訓練の実施に必要なと考えられる支援内容を幅広く把握し、その上で、障害者校が受入れを促進すべき特別支援障害者として位置づけるべきかどうか評価する必要性はないか。

○ 論点（合理的配慮の具体的な内容の把握について）

多種多様な合理的配慮の提供の内容について、より具体的にわかりやすく把握するためには、個々の支援内容について類型化して整理することがよい方法と思われるが、その場合、どのような類型化が考えられるか。

上記の類型化の検討に当たっては、学校における合理的配慮の観点（中央教育審議会初等中等教育分科会局特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告）が参考になるのではないか。

※ 前回（平成19年）の主な意見

- ・ 特別支援障害者を考えるに当たって、ただ障害種別・等級で範囲を決めるというのではなく、具体的にどのような支援・配慮を要するか調査してから検討すべきではないか。

（検討案）

◆ 合理的配慮の提供（含特別な支援）の類型別整理

- I 特別な支援をする上で必要となる職業訓練上の基盤環境整備
 - i 障害者訓練の実施（障害者校の設置、障害者委託訓練の実施）
 - ii 一般校における障害者への配慮（校内環境のバリアフリー化等、障害者向け訓練コースの設置）
 - iii 職業訓練手当の支給
- II 個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の特別な支援
 - i 訓練内容（訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間）の変更・調整
 - ii 訓練方法（情報・コミュニケーション、訓練機器・教材、心理面・健康面）の配慮
 - iii 支援体制（専門性のある指導体制、生活上の困難を改善・克服、家族・関係機関との連携）の整備・構築

- ◆ 調査の視点（支援の流れに着目）
 - I 入校選考
 - i 入校選考の方法
 - ii 入校選考の結果（応募者の状況）
 - II 訓練の設定
 - i 求人ニーズの把握方法
 - ii 訓練科目（内容）・訓練カリキュラムの設定方法
 - III 訓練の実施
 - IV 生活支援
 - V 就職支援・定着支援

◆ 特別支援障害者の範囲の評価に関する調査

○ 論点（調査対象者について）

前回の調査では、調査対象者については、特別な支援が必要と考えられる障害種別・程度毎に受講者を抽出しているが、対象となる障害種別・程度を見直す必要性はないか。

○ 論点（調査票の調査項目について）

前回の調査では、①受講のための環境整備・訓練上の配慮等、②生活支援、③就職支援等に分けて、それぞれの領域についての調査項目を定めている。前回調査の結果、調査項目によっては平均点数が極めて低いものが見られるが、調査項目について、その領域、内容について見直す必要性はないか。

○ 論点（特別支援障害者の評価方法（関与時間・支援水準）について）

前回の調査では、特別支援障害者の範囲の評価に当たっては、個々の支援内容（調査項目）についての関与時間と支援水準の合計点によって判断している。しかしながら、実態をみると、個々の調査項目の配点が全て同じウエイトとなっている一方で、個々の支援内容の関与時間及び支援水準がそれぞれ同程度ではないために、評価と実態とに乖離があるケースも見受けられる。評価項目の内容に応じて配点をウエイト付けすることにより、より実態に即した評価とする必要性はないか。

特別支援障害者についての基本的考え方

- 前回（平成19年）の検討会では、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、障害者校が特に重点的に取り組むべき対象者について、その受入れと円滑な職業訓練を推進するため、「特別支援障害者」として位置づけて、より具体的な対象範囲を決定した。

「特別支援障害者」の要件について

- I 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者
- II 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- III 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者

上述の3つの要件は、職業訓練指導員がきめ細かな配慮や創意工夫に基づいた訓練支援を提供することで、職業訓練機会の拡充や訓練効果を高めることにより、仕事上の活動制限や参加制約が取り除くことが可能になると考えられる障害者を「訓練実施に当たり、より重点的に支援を実施していく必要性の高い障害者」と見なすとの視点にたって整理したもの。

上述の要件に該当する障害者の具体的範囲について、①障害者校における訓練生の受入状況、②訓練生に対する支援配慮の内容、③職業訓練上の課題等を総合的に勘案し、当面、以下の者を対象とする。

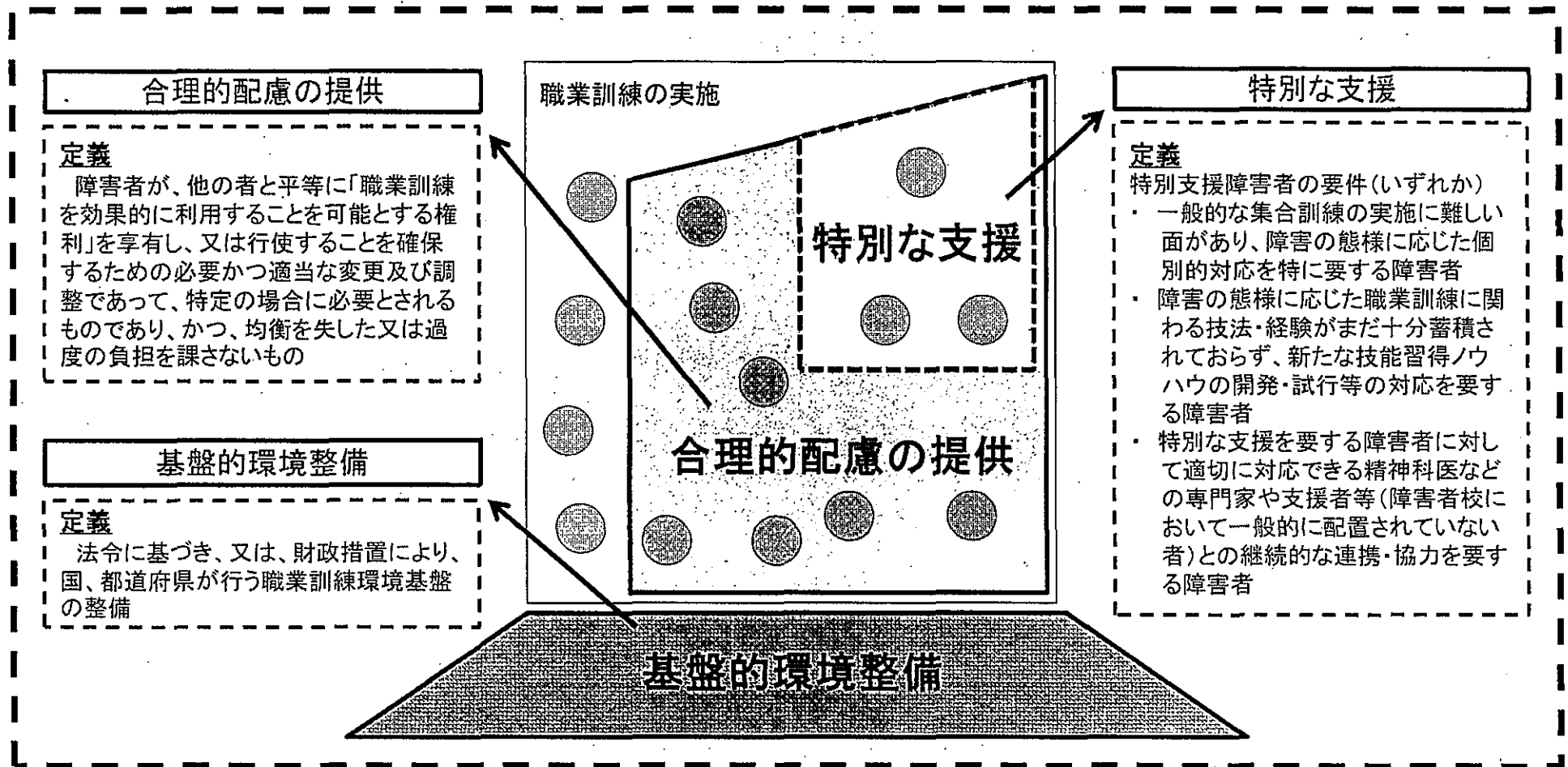
- ・ 視覚障害者1・2級の者、
- ・ 上肢障害1級の者（脳性まひによる上肢機能障害を含む）
- ・ 2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者又は3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- ・ 体幹機能障害1・2級であって特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

- 上記の特別支援障害者の範囲は、前回の検討会において、同じ障害種別・等級でも、障害者ごとにその態様は様々であり、職業訓練技法や訓練環境の変化に伴い必要な支援内容も変化することを踏まえ、暫定的に定めたものであり、今後、その範囲を見直すことを視野において検討したものである。

障害者への職業訓練上の「合理的配慮の提供」について

～「合理的配慮の提供」と「特別な支援」の概念整理（検討案）～

職業訓練上の「特別な支援」、「合理的配慮の提供」、「基盤的環境整備」の概念図



※ 職業訓練上の特別な支援を要する障害者に対する特別な支援は、概念上、職業訓練上の合理的配慮の提供に含まれる。

学校における「合理的配慮」の観点

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会
合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告 -抜粋- (平成24年2月13日)

学校における「合理的配慮」の定義について

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、とする。なお、障害者の権利に関する条約において、合理多岐配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

「合理的配慮」と「基盤的環境整備」について

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国又は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを「基盤的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところであるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、合理的配慮を提供する。

合理的配慮提供するに当たっての観点を合理的配慮の観点として、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備について、それぞれを類型化するとともに、観点ごとに、各障害種に応じた合理的配慮を例示するという構成で整理した。

合理的配慮の観点

I 教育内容・方法

教育内容

- ・ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- ・ 学習内容の変更・調整

教育方法

- ・ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・ 学習機会や体験の確保

- ・ 心理面・健康面の配慮

II 支援体制

- ・ 専門性のある指導体制の整備

- ・ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- ・ 災害時の支援体制の整備

III 施設・設備

- ・ 校内環境のバリアフリー化

- ・ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(別紙2)